

「南越雑話」(九) — 翻刻と現代語訳 —

「南越雑話」輪読会

三 「南越雑話」下巻—翻刻と現代語訳—

下巻—第一話

一 慶長六年ノ頃、大神君ヨリ秀康公へ越前播磨ノ内御望次第進セラ
ルベクト御沙汰ノ時、秀康公近習ノ侍ニ何レ然ルベクヤト御尋遊
ハサレ候時、長谷部采女、越前シカルベク由申上シカバ、秀康公、
一ニ播磨、二ニ越前ト俗ニ云ヘバ、播磨可ナランカトノ玉ヘバ、
采女、越前ハ江戸ニ近ク、洛ニ便アリ、而モ險阻強勢ニシテ北国
ノ綱領也ト申候、終ニ越前ヲ御拝領遊ハサレ候ニ、御入国ノ年、
大雪ニテ難義ニ及シカバ、采女ヲ召、汝本国ナレバ如是雪国ヲ進
メ、今如何トモスベキ様ナシトテ、御叱遊サレ候トナリ

〔注釈〕

○慶長六年：結城秀康が越前を拝領したのは慶長五年（二六〇〇）のこと（『福井県史 通史編三』）。○長谷部采女：四〇〇〇石（『秀康給帳』）。『諸士先祖之記』では諱は不明となっているが、『越前人物志』や『国事叢記』では好親。本国は越前で、元は朝倉氏の家臣。秀康が豊臣秀吉の養子として京都にいた頃、秀康に謡の指南をしている。その後、家康より秀康の附人を命じられた（『諸士先祖之記』）。○一ニ播磨、二ニ越前：播磨と越前は米のよく穫れる国として「一播二越」と称されていた（『警諭尺』）。○綱領：物事の最も大切なところのこと。○御入国ノ年：秀康の越前入国は慶長六年（『福井県史 通史編三』『福井市史 通史編2』）。○大雪：『越藩史略』は、秀康が入国した年は大雪だったとしている。

〔現代語訳〕

慶長六年の頃、家康公より秀康公へ越前・播磨のうち希望する方を進上するとの御沙汰があった時、秀康公は近習の侍に「越前と播磨のどちらがふさわしいだろうか」とお尋ねになった。長谷部采女が越前の方がふさわしい旨を申し上げたところ、秀康公は「一に播磨、二に越前と世間で言われている

のであれば、播磨の方がふわさしいのではないか」とおっしゃった。采女は「越前は江戸に近く、京都に行くのにも便利です。しかも地勢が険しくて勢力も強大で、北陸道の国々の中で最も重要な国です」と申し上げた。最終的に秀康公は越前を拝領された。御入国の年、大雪に難儀したため、秀康公は采女を呼び寄せ、「お前は本国であるからこのような雪が多い地方を勧めたが、今はどうにもする方法がない」と、お叱りになったとのことである。

(三好康太)

下巻―第二話

一越前御拝領ノ時、敦賀ハ要津ナレハ公儀ヘ召上ラレ、御替地ヲ進セラルヘクヤト上意ナリシ時、本多佐渡守、天下ノ御為ニモ如何ト存シケルカ、常ニ相話ルニ御次ニ極リタル靠柱^{ムカ}アリ、時ノ人佐渡柱ト云シトソ、此柱ニ居寝シテ夢驚キタルテイニテ、御免ナサレ候ヘト胆語^{シロゴト}ノ様ニ申候ヲ達御聴、佐渡何ヲ申ヤト御尋遊バサレ候時、今度敦賀ヲ御替遊サルヘクトノ義、秀康公私ノワザト殊ノ外御叱ナサレ候ト存、驚キ夢サメ申候ガ声ヲ発シ候ヤト申上候ヘバ、御会得遊サレ其事止シトゾ

【注釈】

○敦賀：越前国敦賀郡（福井県敦賀市）。当初越前一国が秀康に与えられたが、寛永元年（一六二四）に敦賀郡が分割され小浜藩主・京極高次に与えられた。○本多佐渡守：本多正信。上巻第一話参照。○御次：御次の間のこと。貴人の居室の次の間（『日本国語大辞典』）。○靠：字義は「たがう・

そむく」「もたれる」で、ここでは後者の意。○胆語：そぞろごと。あてもないこと。とりとめもない話（『同』）。

【現代語訳】

結城秀康公が越前を御拝領したとき、敦賀は要港であるから公儀へ召上げ、替地を与えようかとの上意であった。本多佐渡守は天下のためにもどうであるかと思っていた。佐渡守が常に詰めている御次の間に決まっ てよりかかる柱があり、当時の人は佐渡柱と言っていた。佐渡守が、この柱で居眠りをして目が覚めたような様子で「御免なさってください」と、そぞろごとのように言っているのを徳川家康公がお聞きになり、「佐渡守は何を申しているのだ」とお尋ねになった。佐渡守が「この度敦賀をお替えなさろうとしていることを、秀康公が私のことだと、思いのほかお叱りなさっていると夢で思い、驚いて夢が覚めたのですが、声を出してしまっ たでしょう」と申し上げたところ、家康公はその意図を理解なさり、敦賀を召し上げるのをやめたという。

(徳満 悠)

下巻―第三話

一秀康公、伏見ニ御座遊ハサレ候節、或日、大神君・秀忠公ヲ御請待遊バサレ、御饗応ノアマリ、相撲ヲ御催遊バサレ、御相伴ノ諸大名、庭上ニ羅列^{ラレ}シ、誠ニ無双ノ壮観ナリシ、時ニ小相撲既ニ終テ、越前ノ嵐追手、加賀ノ順礼ト組テ、両方未勝負シレズ、拝見ノ人々、氣ヲ詰テマシロガサル処ニ、追手秘術ヲフルヒ、声ヲ揚テ、順礼ヲ投ル、此時拝見ノ数千ノ人々動キサケンデ役人トモ制

スレドモ止ザリシニ、秀康公立タマヒ、一目御見廻シ遊バサレ候
 へバ、皆一統ニ平伏シ、静マルトナリ、又追手ト巡礼ト組テ、順
 礼カチ、其次又組テ、大事ノ相撲ユエ双方命ヲ輕シテ組候処ニ、
 追手終ニ勝チケルトナリ、大神君還御ノ後、御供中へ上意遊バサ
 レ候ハ、今日ノ遊興甚奇也、ナカンゾク秀康公ノ御威勢ヲ甚御感
 ニ思召レ候ト仰ラレ候トナリ

〔校訂〕

①止ザリシニ ↓ ⑤止ザリシニ

〔注釈〕

○伏見：豊臣期から伏見城と大名屋敷群による城下町が形成された。関ヶ
 原合戦の後、家康は慶長六年（一六〇一）三月、大坂から伏見に移り、以
 後慶長一二年まで拠点としており、江戸で越年し、あとは伏見を居所とし
 た（相田文三『徳川家康の居所と行動（天正一〇年六月以降）』藤井讓治編『織
 豊期主要人物居所集成』思文閣出版、二〇一一年）。なお現在でも京都市伏
 見区桃山町三河には、家康や秀康の屋敷跡と推定される場所がある。○御
 請待：『当代記』に「慶長九年七月十七日於伏見、宰相秀康公將軍御成相
 撲あり、『落穂集』に「七月十七日伏見に於て、將軍家、宰相秀康卿の亭
 へ御成有て」「御相撲御見物被遊候に付、加州の相撲順礼と越前の相撲追手
 と三番取結び、追手三番勝て、則名乗候と也」とある。「国事叢記」「越藩
 史略」でも慶長九年七月一七日条に本話と同じ内容載せており、伏見で
 の饗宴相撲があったのは慶長九年七月一七日と考えられる。なお「国事叢
 記」には「六月十日共」とある。○小相撲：素人による相撲。○嵐追手：
 結城秀康に召し抱えられていた力士。生国は備前国で、禄高は二〇〇石（秀
 康給帳）。「忠直給帳」に載る二〇〇石の「嵐追手之助」も同一人物か。ま

た「越藩史略」には「嵐追手之助は備前の人、勇力あれ共自驕らず、仕へ
 て伏見御番となる」「秩二百石」とある。○順礼：加賀の前田利長に召し抱
 えられていた力士。「国事叢記」には「兩將軍【家康公秀忠公】於伏見、秀
 康卿之御館へ入御之御馳走ニ相撲被仰付候。嵐追手之助【生備前禄二百石】
 と、加州松村宗次郎【異名順礼云】与取合、三度被勝、両公甚御感心」と
 ある。「越藩史略」には「順礼は加州侯肥前利長の士松村総次郎と号す、始
 徳永法印寿昌に仕へ、勇力を以て自負す、或時北野千本勸進場に於て角力
 する事一七日、通計三十三番皆克つ故世人之を目し順礼と云、声誉海内に
 溢れ、剛強其右に出る者なし」とあり、本名は「松村宗（総）次郎」だっ
 たか。○還御：もともと天皇・法皇・三后といった貴人が出かけた先から
 帰ることで、転じて將軍・公卿が出先から帰ること。

〔現代語訳〕

秀康公が伏見にいらつしゃった時、ある日、大神君と秀忠公を招待され、
 御饗応の後に相撲を催された。饗応の席に連なる諸大名が庭に並んで、ふ
 たつとないすばらしい眺めだった。その時、小相撲が終わって、越前の嵐
 追手と加賀の順礼が相撲を取って、両方とも勝負が決しなかった。拝見す
 る人々は気を詰めて瞬きをしなかつたところ、嵐追手が奥の手をふるって、
 声をあげて順礼を投げ飛ばした。この時に相撲を観ていた数千の人々が動
 き叫んで、役人たちが制するも、皆は役人の制止を聞かず止まらなかつたが、
 秀康公が立たれて、一目周囲を見回されると、みんなそろって平伏して静
 まったという。また嵐追手と順礼が相撲を取って、順礼が勝ち、その次も
 また相撲を取った。大事な相撲なので、双方とも命を惜しまず取り組んだ
 ところ、嵐追手がついに勝ったという。

大神君が、帰られた後に御供の衆に「今日の遊興はとても興味深かった。
 特に秀康の威勢にとっても感心した」と仰ったということだ。

下巻―第四話

一慶長四年ノ頃、石田三成佞人成ニヨツテ諸大名ト不和ニ付、討ヘキノ聞エアリ、大神君御嘸ナサレ、三成事佐和山へ蟄居仕ベキ由仰付ラル、三成義、忝ク存シ奉候ヘトモ、伏見ヨリ江州ノ道無覺束存候間、恐ナガラ、秀康公御見継下サレ候様ニ願ヒタテマツル、大神君如何有ベクト思召レケルヲ、秀康公、始終ノ大意ヲ御勘弁遊バサレ、三成ノ望ニ任セ、三成伏見ヲ發足之アル処ニ、醍醐山科ノ辺ニ至リ、三成家来、高野越中、大山伯耆、舞坂兵庫ナト申者トモ、騎馬ノ侍余多召連レ、コ、カシコヨリ罷出、三成ガ手廻ノ者トモニ打交リ、供仕ルニ付、三成ハ関寺ノ辺ニ至リ、高野越中ヲ以テ、秀康公へ申上候ハ、御覽ノ通、家来トモ迎トシテ、佐和山ヨリ罷越、人多ニモ罷成候間、是ヨリ御帰館下サレ候様、御断ニ及ビ候処ニ、秀康公御承引無之ニ付、瀬田迄罷越候処、三成家来、大場土佐、柏原彦右衛門ナト申頭分ノ者トモ、侍足輕ヲ召ツレ迎ノタメ罷越候ニ付、三成ハ瀬田ノ大榎木ノ下ニテ秀康公ノ御越ヲ待受、罷在テ申ケルハ、是迄御見送下サレ忝次第二候、御覽ノ通、家来トモ追々罷越、人数多ニモ相成候間、是ヨリ御帰館下サレ候様ニト申上候ハ、秀康公御申候ハ、手前ニハ佐和山ノ切通迄、其許ヲ見送り罷帰候様ニト内府申付候義ニ候ハ、左様ニハ難致トノ御返答ノ処へ、中村式部、生駒雅楽參ラレ候ニ付、三成申候ハ、手前家来、余多ニ罷成候間、御見送りニ及ハズ候段、再三御断申上候ヘトモ、秀康公御承引無之候、是非御帰アラレ間

シク候ハ、此所ニ幾日モ逗留可仕トノ義ニ付、式部・雅楽申上候ハ、三成達テ御断ノ上ハ、是ヨリ御帰遊バサレ然ルベク存候、我々義是ヨリ帰宅仕ヘクトノ義ニ付、秀康公御帰ノ節、土屋左馬助ヲ以テ、佐和山ノ城迄見送候様ニト御申付遊バサレ候ト也、三成モ其様子ヲ見及ビ、佐和山近ク成テ、侍兩人申付、必以城内へミチ引申ベクト申付ル処ニ、左馬助ハ切通ノ少シ手前ヨリ罷帰ルベクト致シ候ヲ、兩人ノ馳走役ノ者トモ罷出、城内へ御同道仕ヘク旨治部少輔カタク吾々トモ申付候処、是ヨリ帰路ニヲモムカレ候テハ兩人ノ不調法ニ罷成候旨、達テ申ニ付、左馬助無是非、城内へ罷越候処ニ、三成ハ式台迄出向ヒ、左馬助ヲ書院へ通シ町噂ノ馳走ヲイタシ、其上ニテ自身刀ヲ持出テ左馬助へ向ヒ、此刀ハ古大閣ヨリ拝領イタシ秘藏ニ候ヘトモ、貴殿へ相送候、モシモ參河守殿、御指料ニモ相成候ハバ大慶ニ候トテ、手ゾカラ相渡シ候トナリ

〔注釈〕

○佐和山：石田三成の居城、近江国佐和山城（滋賀県彦根市）。○醍醐山科ノ辺：現在の京都市伏見区醍醐および同山科区の附近。伏見から逢坂を越えて近江へ至る途中の地名。○高野越中：安土桃山時代から江戸時代初期にかけての武将。若江八人衆の一人。はじめ三好康長に仕え、その後豊臣秀次に仕える。秀次事件後は石田三成に仕える。○大山伯耆：安土桃山時代の武将。黄母衣十三人、若江八人衆の一人。豊臣秀長に仕え、秀長死後は石田三成に仕える。関ヶ原の戦いに先鋒として参戦したが討死。○舞坂兵庫：前野忠康のこと。一般には舞兵庫の名で知られる。安土桃山時代の

武將、黄母衣十三人・若江八人衆の一人。はじめ豊臣秀長および同秀次に
 仕え、秀次事件後は石田三成に召し抱えられたが、関ヶ原の戦いで戦死し
 たと思われる。○関ヶ原ノ辺：世喜寺とも書く。滋賀県大津市逢坂にあつた
 寺。創建年不明。貞観元年（九七六）の大地震にて倒壊後、源信の勧めに
 より弟子延鏡が再興した。『関ヶ原縁起』『関ヶ原小町』の舞台として知られる。
 現在は長安寺（『新版日本史辞典』角川書店）。○瀬田：近江国瀬田（勢多）、
 琵琶湖の南端、瀬田川河口近く東岸の東国と京を結ぶ重要な交通の要衝。
 ○大場土佐：安土桃山時代の武將。黄母衣十三人・若江八人衆の一人。は
 じめ豊臣秀長に仕え、秀長死去後は石田三成に仕える。慶長五年の関ヶ原
 の戦いで戦死。○柏原彦右衛門：石田三成の家臣。関ヶ原の戦いの前哨戦
 で戦死。○瀬田ノ大榎木ノ下：『浄光公年譜稿本』（松平文庫二四四号）で
 は「膳所ノ大榎」とされ、「此地榎ノ大木アリ故二名ツク一書ニハ瀬田ノ橋
 ト有蓋遠カラヌ辺ニテ一地兩名トモ申スヘシ」との判注がある。なお、瀬
 田から佐和山までのルートについては、打出浜から船にて佐和山城下に直
 行したとするものもある（『越前藩史略』、『越前家覚書』松平文庫二一九号）。
 ○佐和山ノ切通：佐和山山頂にある佐和山城の南側にある切通し、京から
 東山道へ抜ける道。○内府：内大臣の唐名で、ここでは徳川家康。家康の
 内大臣就任期間は、文禄五年（一五九六）五月から慶長八年（一六〇三）
 二月まで。○中村式部：中村式部少輔一氏、戦国時代から安土桃山時代の
 武將。早くから羽柴秀吉に仕え、各地を参戦。慶長三年に三中老の一人に
 任命されたというが、三中老の存在そのものを否定される傾向にある。関ヶ
 原の戦い直前に病死。なお「家譜」によれば、三中老とされた者のうち堀
 尾吉晴と中村一氏の二名が、秀康による石田三成を佐和山へ送るのに差し
 添えられたとされ、瀬田の大榎の下での三成とのやり取りも堀尾吉晴を主
 体として描かれる。さらに、吉晴は伏見に戻った後に徳川家康に秀康の行
 動を評価する報告をしているが、ここでは秀康の評価に関する記述は省か

れている。このことから、中村式部と次の生駒雅楽は、秀康側でも三成側
 でもなく、目付のような第三者的な役割で秀康に同道していた可能性が考
 えられる。○生駒雅楽：生駒雅楽頭親正。戦国時代から江戸時代初期にか
 けての武將。織田信長、羽柴秀吉に仕え、秀吉晩年に三中老に任じられた
 とする。関ヶ原の戦いでは西軍、東軍ともに兵を出していたため安堵、慶
 長八年没。○土屋左馬助：実名昌春。徳川家康の小姓を経て秀康に仕える。
 秀康の越前入封後大野郡三万八〇〇石（内一万八〇〇石与力知）を与
 えられ大野城主となる。慶長一二年閏四月、秀康の死去に伴い殉死。○馳
 走役：人をもてなす役。○式台：近世初期、武家家屋において、玄関など
 を上がったすぐの部屋。（『日本国語大辞典』）○自身刀：自分の刀。この刀
 は、相州正宗の作の名刀で「石田正宗」あるいは「切込正宗」と称された。
 越前松平家から越後（津山）松平家に伝えられ、現在は東京国立博物館所蔵。
 なお「浄光公家譜稿本」（松平文庫二四四号）には、この刀について「三成
 奉ル所ノ刀石田正宗ト云又槍劍ノ疵二三ヶ所アル故切込正宗トモ云伝ヘテ
 家二藏ス」と記す。○古太閤：豊臣秀吉。○参河守：結城秀康。秀康が三
 河守名を用いるのは、天正一六年（一五八八）四月の発給文書に「三河少将」
 とあることから、それ以前に任官していることが知られるが、正確な時期
 は不明とされる。一方、対外的に三河守名を用いたのは慶長五年九月、関ヶ
 原合戦の直後までであったとされるが、三河守の官途は嫡子忠直に継承さ
 れることから、その下限は忠直の同官途任官に接続するものとされる（黒
 田基樹「結城秀康文書の基礎研究」『駒澤史学』四八号、一九九五年）。なお、
 嫡子忠直は文禄四年（一五九五）生まれで、慶長四年時点では五歳。

〔現代語訳〕

慶長四年頃、石田三成は口が達者なことから、諸大名と不和となったこ
 とにより、諸大名の中には「三成を討つべき」と言う者もいた。大神君家
 康公はそれをなだめて、「三成は佐和山へ蟄居すべし」と仰せ付けられた。

三成は忝く思いながらも、伏見から江州佐和山までの道のりが覚束ないので、恐れながら、秀康公に見届けてほしいと願ひでた。家康公は如何思われるだろうかと思ひながらも、秀康公は事の成り行きの大意をよく考えた上で、三成の望みに任せた。

三成が伏見から出発したところ、醍醐山科の付近で三成の家来高野越中、大山伯耆、舞坂兵庫などが騎馬の侍を沢山召し連れ、あちらこちらから現れ、三成の側近の者と合流して御供するようになった。関寺の付近に至り、三成は高野越中を通じて、秀康公に対し、「御覽のとおり家来どもが迎えに佐和山よりやって来て、護衛の者も多くなったので、ここで御帰りにください」と断つたが、秀康公は承知しなかった。瀬田までやって来たところ、三成の家来大場土佐・柏原彦右衛門など頭分となる者たちが侍足輕を引き連れてやって来た。三成は瀬田の大榎木の下で秀康公を待ち受けて、「これまで見送っていただいて忝い次第です。御覽のとおり家来どもが追々やってきて沢山になったので、これよりお帰りくださるよう」と言った。しかし、秀康公がおっしゃるには、「佐和山の切通しまでそなたを見送ってから帰るようにと内府家康公から申しつけられているので、そういうわけにはいかない」と返答したところへ、中村式部と生駒雅楽がやって来た。三成は「手前の家来が沢山になったので、お見送りには及ばないと再三お断り申し上げたが、秀康公は承知されない。是非をわきまえてお帰りになってもらえないならば、秀康公が帰るのを見届けるまではこの所に何日でも逗留します」と三成も承知しない。そこで、式部と雅楽が秀康公に申し上げるには、「三成が違つてお断りした上は、秀康公はこれより帰られるのがよいかと思います。我々もこれより帰宅したい」と言われたので、秀康公も承知した。秀康公が帰られるとき、家来の土屋左馬助に佐和山城まで見送るようにと申しつけられた。三成もその様子を見るに及んで、佐和山近くになつて侍兩人に対し、「必ず佐和山城内へ入ってもらうように」と申しつけた。左

馬助は切通しの少し手前で帰るつもりであったが、兩人の馳走役が出て、「城内へ同道してくださいと治部少輔が我々に申しつけたので、ここで帰られたのでは我々が不調法となつてしまいます」と言うので、左馬助はしかたなく城内へ入つた。三成は式台まで出迎えて、左馬助を書院の間へ通し、丁寧に馳走したうえに、自分の刀を持ち出して、左馬助に向かつて言うには、「この刀はいにしへ太閤豊臣秀吉から拝領して秘蔵していたものであるが、貴殿へお渡しする。もしも三河守秀康公が自分の腰に差す刀としてお使いいただけただけなら幸いである」と言つて直接手渡されたことである。

(平野俊幸)

下巻―第五話

一 秀康公江戸御参府ノ節、木曾路御通遊バサレ候処、御鉄炮為御持成サレ候、鉄炮御制禁ノ義ユエ、百挺ノ御鉄炮、横川御関所ニテ指押申候テ通シ申間鋪ト申ニ付、秀康公御間遊バサレ、ソレハ定テ外ノ大名ノ事ナルヘシト仰ラレ候ヘバ、御番人トモ、中納言殿ハ楮ヲキ、大納言殿ニテモ罷ナラズトノ口上ニ付、有ノマ、申達候ヘバ、秀康公以ノ外御腹立ニテ、御法度ヲ守リ、鉄炮ヲ押ヘ申ハ尤ノ儀也、中納言ニテモ大納言ニテモアレト申雜言、甚不屈トテ、悉ク切殺候様ニト御下知遊バサル、ニ付、片端ヨリ悉ク御供中大勢ニテ打殺シ、御供中ワレモ、ト鎗長刀ノサヤヲハツシ、ヒシメキ候ヘバ、番人トモ皆ヌケ申候テ、松井田旅宿へ御通之アリ候、御番人夜中江戸表へ罷出候テ、御老中方迄相達候、大神君其節江戸ニ御在府遊バサレ候故、御聴ニ及ヒ候ヘハ、関所番人ト

モ皆逃チリ候ハ能キ分別、タトヘバ残ラズ打殺候テモ是非モコレ
ナク候トノ事トノ上意ニテ御笑筈バサレ候ト也

〔校訂〕

①ヒラメキ↓⑤ヒシメキ

〔注釈〕

○御参府：「家譜（越葵文庫）では、慶長五年（一六〇〇）の越前拝領後、秀康の出府は同七年八月二十九日と同九年四月二〇日の二度確認できる。このうち七年の記事には「秀康様伏見ヶ中山道通御出府」とあり、本話と類似する逸話も載せる。一方「東照宮御実紀 卷七」は、類似の逸話を載せるが、慶長八年のできごととする。○木曾路：中山道。○鉄炮御制禁：いわゆる「入鉄砲に出女」で表現されるように、関所を通って江戸に入る鉄砲は、鉄炮手形を提出させるなど関所で厳しく改められた。『群馬県史 通史編 5』（群馬県、一九九一年。以下『群馬県史』）は、近世初頭から関所で武器検閲が厳重に実施されていた事例として、前掲「実紀」所載の逸話を引く。○横川御関所：天正一八年（一五九〇）箕輪城主井伊直政が家康の命により碓氷峠に関所を置き、文禄元年（一五九二）伊奈忠次と大久保長安が碓氷峠から横川村地内に関所を移して警固したとされる（『群馬県史』）。○中納言殿：秀康を指す。しかし、実際には秀康の権中納言任官は慶長一〇年（一六〇五）七月二六日のことで、翌一一年正月一〇日には辞任（『公卿補任 第三篇』吉川弘文館、二〇〇一年）。出府が同七年のこととすれば、年代的に齟齬が生じるため、「中納言殿ハ倍ヲキ」の部分は秀康を「中納言様」と呼称するようになった後世の潤色と考えられる。ちなみに「南越雑話 下巻」に先行する享保元年（一七一六）成立の大道寺友山の著「越叟夜話」所載の類話では「誰殿かれ殿も入事にてハ無之」と記され（『福井市史 資料編 4』、享保一三年（一七二八）頃成立の同じ友山の著「落穂記」巻之四所載の類

話では「中納言殿ハ扱置、大納言殿にても有れ」となっている（『改定史籍集覧 第十冊』）。○大納言：ここでは徳川秀忠。権大納言の任官は慶長六年（一六〇一）三月二十七日で、同一〇年四月一日には内大臣・征夷大將軍に任官している（『公卿補任』）。○片端ヨリ打殺シ：本話からは番人が実際に打ち殺されたとは読み取れないため、この部分は行文とみられる。前掲「落穂記」に「片はしより悉く打殺やうにと御申に付、供中我もくくと鎗長刀のさやをはつしひしめきける」とある部分が、本話では「悉く切殺候様ニト御下知遊バサル」と「片端ヨリ悉く御供中大勢ニテ打殺シ」および「御供中ワレモ、ト鎗長刀ノサヤヲハツシ、ヒシメキ候」に誤って記されたものと思われる。○松井田旅宿：中山道の松井田宿（群馬県安中市）。慶長年間（一五九六～一六一五）に道路の改修が行われ、寛永年間（一六二四～四三）に町並みがそろったとされる（『群馬県史』）。○御在府：慶長七～八年の家康の在府期間は七年一月一日～一九日と一月三日～二六日の期間のみ（藤井讓治『徳川家康』吉川弘文館、二〇二〇年）。秀康の出府は七年八月二九日のことであるため、番人の訴えを在府中の家康が耳にしたとする逸話は成立しがたい。秀康の出府を八年とみる「実紀」は、家康の不在を勘案して、番人の訴えを聞いたのは台徳院（秀忠）として修正を加えている。

〔現代語訳〕

秀康公は江戸御参府の際、木曾路をお通りなされ、御供の者たちに鉄砲を持たせられた。関所の番人は「鉄砲御制禁のことゆえ、百挺の鉄砲は横川の御関所でさし押え、通すつもりはない」と言った。秀康公はこれをお聞きになられ、「それはきつと他の大名の事であろう」とおっしゃった。番人たちの「中納言殿はさておき、大納言殿であったとしても決して許されないことだ」との口上を、御供の者がありのまま秀康公に申し伝えたところ、公は大変にお腹立ちになり、「御法度を守り、鉄砲をさし押えることは

もつとものことである。しかし『中納言にても大納言にてもあれ』と申すような雑言は、はなはだ不届きである」と言つて、「片っ端からことごとく打ち殺すように」と御下知なされた。そこで御供の者たちは「我も我も」と鎗や長刀の鞘を外してひしめいた。番人たちがみなその場を逃げ出したため、一行は松井田宿へとお通りなされた。

番人は夜中に江戸表へと出て、老中方にまでこのことを報告した。その時、家康公は江戸に御在府なされていたため、このことをお聞きになられ、「関所の番人どもが皆逃げ散つたのはよい分別であつた。仮に残らず打ち殺されていたとしても仕方がなかつたことだ」との御上意でお笑いになられたとのことである。

(長野栄俊)

下巻―第六話

一 秀康公御参府ノ節ハ、秀忠將軍品川迄御鷹野ニ事ヨセラレ御出迎遊バサレ、御同道ニテ御城エ入セラレ候旨、御乗物ハ御式台横付ト御指図遊バサレ候、御逗留中二ノ丸ニテ御相伴ニテ御座候、或日少々御不快ニテ急ニ御下^{サガ}り遊バサレ候処、御供中毎ノ合点ニテ参ラズ候、呼ニ遣ハサレ候、御立遊バサレ御玄冠ヲ御出迎遊バサレ候テ御立ヤスラヒ遊バサレ候処、御老中方追々御出、当番ノ御旗本中御供致サレ候様御指図ニテ、両御番衆ヲハジメ其外小十人御徒衆迄將軍様御成ノ通二ノ丸マテ御供致サレ候ト也

〔注釈〕

○品川：將軍の鷹場の一つで、高台に休泊所の御殿山城（品川御殿）があつた。○御乗物ハ御式台横付：通常は大手門や内桜田門で乗物を降りた。○二ノ丸：江戸城の二の丸は本丸を補助する郭で、本丸の東側にあつた。○御玄冠（関）：江戸城本丸の玄関は御殿の南東にあつた。○両御番衆：大番・書院番両組の番士。○小十人御徒衆：小十人組の番士。

〔現代語訳〕

秀康公御参府の節は、將軍秀忠公が御鷹狩にかこつけて、御鷹場の品川で秀康公をお出迎えになり、そこから御同道にて江戸城へお入りになつたということである。その時、秀康公の御乗物は御玄関を通り過ぎて御式台に横付にされた。これは秀忠公の御指図であつた。御逗留中の秀康公は二の丸でもてなされ、秀忠公の御相伴という待遇であつた。

江戸城に御逗留中のある日、秀康公は少々御気分が優れず、急に秀忠公の御前からお下がりになるということがあつた。急なことで御供が参らなかつたので、秀康公は供を呼び遣わされ、御前をお立ちになつて御玄関で供をお待ちになつていた。すると、そこへ御老中方があつたと追つてお出でになり、当番の旗本は秀康公の御供をするようにとの御指図で、大番組・書院番組から小十人組まで、將軍の御供が出揃い、秀康公は將軍様が御成りになる時と同じ様に二の丸へとお戻りになられたという。

(堀井雅弘)

下巻―第七話

一 小山御陣ノ節、上方騒動ノ由ニテ家康公江戸表エ御帰城遊バサルヘクト御座候処ニ、秀忠公榊原式部大輔ヲ召セラレ、宇都宮ヨリ

小山へ御越遊バサレ、良久御閑談遊バサレ、其夜ハ結城ニ御止宿遊バサレ、翌朝宇都宮へ御帰城遊バサレ、宇都宮外郭ノ御普請ノ義仰出サレ、并蒲生家ノ家老召呼バレ、今度御父子様トモニ上方へ御発馬遊バサルニ付、御留守ノ義ハ一円ニ結城秀康公へ御任セ置候間、何時モ此辺御打廻ノ節、当城ノ本丸へ御逗留アラレ候様ニ仕ルベク旨、仰渡サレ候ト付、其節秀康公ノ御威勢秀忠將軍モ御同然ノ様ニコレアリ候ト也

〔注釈〕

○小山御陣：慶長五年（一六〇〇）七月二五日のいわゆる「小山評定」にともなう徳川家康の小山（栃木県小山市）在陣のこと。近年、小山評定は史実ではないとする説が打ち出された（白峰旬「フィクションとしての小山評定—家康神話創出の一事例—」『別府大学紀要』一四、二〇一二年など）。しかし、この時期に家康方において何らかの軍議がなされなかったとした場合、東海道筋へ家康の部将を配備する決定がいつなされたのか説明がつかないことなど複数の反証があることから、小山評定否定説が定説の地位を得ているとはいえない（本多隆成「『小山評定』再々論」『地方史研究』三九八、二〇一九年など）。七月二八日付声名盛重宛徳川家康書状に「此方も小山令在陣」とあることから、少なくとも家康が小山に在陣したのは確かである（相田文三「徳川家康の居所と行動（天正一〇年六月以降）」）。

〔南越雑話〕では上巻第一話・第二話に小山評定前後の逸話がみえる。○上方騒動：石田三成や大坂三奉行（前田玄以・増田長盛・長束正家）らによる謀叛の企てのこと。家康はこれを七月二九日までに認識した（笠谷和比古『徳川家康』ミネルヴァ書房、二〇一六年）。○江戸表エ御帰城：家康は慶長五年八月二日頃小山を発ち、五日に江戸着（前掲相田論文）。○秀忠公

：徳川秀忠。一五七九〜一六三二。家康の三男で、江戸幕府二代將軍。関ヶ原の戦いでは徳川氏の主力部隊を率いるが、合戦には遅参した。○榊原式部大輔：榊原康政。一五四八〜一六〇六。織豊期から江戸初期の部将。家康の遠江侵攻以来数々の合戦に従い、先鋒の将として知られる。天正一八年（一五九〇）の関東入国時に上野館林（群馬県館林市）で一〇万石を領した。関ヶ原の戦いでは、秀忠軍の先備であった。○宇都宮：栃木県宇都宮市。奥州街道と日光街道の分岐点となる交通の要衝であり、秀忠の本陣が置かれた。○結城：茨城県結城市。天正一八年、結城城主・結城晴朝は養子の朝勝に変えて豊臣秀吉の養子・羽柴秀康を新たな養嗣子として迎え、自身は隠居した。以降、慶長七年の越前転封まで秀康が城主を務めた（市村高男「結城城」峰岸純夫・齋藤慎一編『関東の名城を歩く 北関東編 茨城・栃木・群馬』吉川弘文館、二〇一一年）。○宇都宮外郭：通説では、宇都宮城の外郭普請を行ったのは、元和五〜八年（一六一九〜二二）に城主であった本多正純とされる（峰岸純夫「宇都宮城」児玉幸多・坪井清足監修『日本城郭大系 第四巻 茨城・栃木・群馬』新人物往來社、一九七九年）。○蒲生家：慶長三〜六年に宇都宮城城主であった蒲生秀行の家。慶長三年、会津九二万石から宇都宮一八万石で移封された。○発馬：出馬すること。なお、福井市春嶽公記念文庫本では「発駕」（貴人が出発することの意）。○留守：主君が外出した時、その代理として都城に留まり執政すること。○一円：ある地域全体。○威勢：意気の盛んな様子。

〔現代語訳〕

小山御陣の折に上方で騒動が起きたので、家康公は江戸へご帰城なされた。そうしたところ、秀忠公が榊原式部大輔を呼び出されて、宇都宮から小山へお越しになった。少しの間久しくご歓談なされ、その夜は結城にお泊りになった。翌朝、宇都宮へご帰城なされた。秀忠公は、宇都宮城の外郭のご普請について話題にされた。また、蒲生家の家老をお呼びになり、

これからご父子様（家康公と秀忠公）はともに上方へご出発するので、その留守については結城秀康公に一任する。したがって、秀康公がこの近辺を巡回する時はいつでも、秀康公を当城の本丸にお通しするようにしなさい、との旨をご命令になった。この節の秀康公のご威勢は秀忠將軍同然のようであった。

（石川美咲）

下巻―第八話

一慶長五年九月十五日、濃州関ヶ原ニライテ逆徒悉ク御退治コレアリ、藤川ノ台ニ大神君御安座遊バサレ、御自筆ヲ以テ秀康公ヘ仰進ゼラレ候ハ、今度濃州表合戦ニ勝利ヲ得候ハ、偏ニ其方奥州筋手強ク押ヘラレ、関東静謐ノ故也、御一世ノ御大慶不過之由トノ御文体也、秀康公、父ノ尊書ナガラ、有ガタク思召玉ヒケルト也

〔注釈〕

○慶長五年：一六〇〇年。九月一五日未明、関ヶ原に東西両軍一六万弱の軍勢が集結し関ヶ原の戦いが始まる。○濃州関ヶ原：現在の岐阜県不破郡西部に位置する場所。○藤川ノ台：梅溪光『不破名勝誌』（三輪善四郎、一九一三年）によれば「藤子川の西岸中山道の北二丁大字藤下の宮の上にある平野なり、徳川家康が関原戦に勝ち第三次の検閲所なり」とある。藤子川は現在の藤古川と考えられ、岐阜県不破軍関ヶ原町藤下を流れる藤古川の西岸にある若宮八幡宮上部の台地と考えられる。○奥州筋：奥州方面。家康は、関ヶ原の戦いの前に、奥州を治める上杉景勝の征伐（会津征伐）

を行ったが、石田三成の挙兵により西上を決定。秀康には、関ヶ原へ出陣するのではなく、宇都宮にて景勝の抑えを行うように命じた。○尊書：他人を敬って、その手紙をいう語（『日本国語大辞典』）。なお、この尊書について「国事叢記」に「秀朝（秀康）君御一生之御大慶」の一つとして「今度濃州表（以下略）」の書状を記す。また「越叟夜話」に、本話を含め書状を下賜された経緯が記録されている。

〔現代語訳〕

慶長五年九月一五日、濃州関ヶ原において、逆徒を悉く退治されたことがあった。藤川の台地に大神君家康公がご安座なされ、ご自筆にて秀康公へお伝えになられたことは、「この度、濃州表の合戦に勝利を得ることができたのは、ひとえにその方が奥州方面を力強く抑え、関東が穏やかに治まっていたからである。生涯の最も大きな喜びといっても過言ではない」との御大意であった。秀康公は、父の書状であるが、もったいないことだと思いいになったということである。

（内田好美）

下巻―第九話

一慶長十二年四月廿九日、大神君駿府ニ御座ナサセラレ候処へ、秀康公ヨリ於佐ノ局ヲ以言上遊バサレケルハ、私義、病氣甚シク存命不定ノ体ニ罷成候、先月廿八日ニ御舎弟尾州薩摩守忠吉御他界ノ処ニ又候ヤ、私迄御先立申儀、是非ニ及バズ候、御暇乞ノ為申上候ト仰遣サレケレバ、大神君御愁傷斜メナラズ、其後仰出サレケルハ、秀康ノ事ハ度々ノ忠勤アゲテ計フベカラズ、然ル所ニ越

前一国宛行ヒ候事、今更御残多思召ル、御病気息ノタメ御祝儀ニト御加増トシテ、越前ニ近江ノ内両所ニテ都合百万石進セラレ候由、御朱印成セラレ候刻、於佐ノ局御朱印ヲ帶シ急キ罷歸候処ニ、閏四月八日秀康公御逝去ノ旨三州岡崎ニテ承リ、於佐ノ局流涕申サレナガラ思案仕候ハ、大切ノ御朱印ヲ越前ニ持參候事モ如何ト存候テ、岡崎ヨリ駿府へ早駈ニ立歸リ直ニ登城申サレ候処ニ、大神君困甚ヲ遊バサレ候処へ於佐ノ局持參候へバ、御愁傷ナ、メナラズ候ト也

〔注釈〕

○駿府ニ御座：家康は慶長一〇年（一六〇五）に將軍職を秀忠に譲った後、同二二年七月三日に伏見城から駿府城に移った（「徳川諸家系譜」「当代記」「徳川実紀」）。大御所として実権を掌握し続け、以後亡くなるまで同城で過ごした（「徳川実紀」）。なお、同年二月から駿府城の普請が開始され、家康も三月一日に駿府に入っている。○於佐ノ局：「於佐局」「佐局」「佐の局」とも（「国事叢記」「片聲記」「徳川実紀」）。家康も彼女を知っていたという（「徳川実紀」）。○病氣：結城秀康は慶長一〇・一一年頃から病気がちになり、一時は白山での湯治によって相当快方に向かったという（「国事叢記」「越更夜話」）。ところが、同一二年頃から病状が悪化し、三月一日に伏見城から帰国し北庄城で療養していた（「当代記」「福井市史通史編2」）。当時秀康は、伏見城を離れていた家康から留守在城を命じられていた（「当代記」、本多隆成『定本 徳川家康』吉川弘文館、二〇一〇年）。○存命不定：生死のほどがわからないさま。○尾州薩摩守忠吉：松平忠吉。一五八〇～一六〇七。徳川家康の四男。同母兄に徳川秀忠、下野守、薩摩守。東条松平氏の家忠の養子となり跡を継ぐと、天正一八年（一五九〇）武蔵国忍城主二二万石

「南越雑話」輪読会 「南越雑話」（一九）

（二〇万石とも）。のち関ヶ原の戦いで軍功により尾張国清洲城主六二万石（六〇万石とも）（「徳川諸家系譜」）。本話では忠吉が亡くなったのは慶長一二年三月二八日とあるが、「徳川諸家系譜」によると同年三月五日に二八歳で亡くなったとある。なお本話では、家康は秀康の深刻な病状を大変心配する様子が見られる一方で、忠吉の死に対してはさほど嘆く様子が見られなかったという逸話がある。これは、忠吉が日頃病気がちであり、家康は彼の病状の進行をみて回復は望めないと早くから覚悟していたためだといわれている（「当代記」「徳川実紀」）。○度々ノ忠勤：秀康は家康の活動を補佐する重要な役割を担っていた。例えば慶長四年九月、豊臣秀吉の没後に大坂城西の丸に入った家康の代わりに伏見城の留守を預かったり（「越前黄門行状」、また関ヶ原の戦いにおいては、下野国宇都宮で会津の上杉景勝の南下を抑えたりするなどの任務を遂行していた（「国事叢記」「片聲記」）。○越前ニ近江ノ内両所ニテ都合百万石：「国事叢記」によると「越前ニ近江之内、下野之内相添、都合百万石」、また「徳川実紀」によると「近江下野のうちにて二十五万石ましあたへ百万石」とあることから、本話はこれらを写したものであり、その際に「下野」の二字を欠いたと考えられる。なお、「徳川実紀」によると秀康が拝領していたのは七五万石と算出される。この内訳については諸説あり、越前六八万石と下総国結城のうち七万石とを合計して七五万石、あるいは越前に西近江の領知高を合わせて七五万石といわれている（「国事叢記」）。○御逝去：慶長一二年閏四月八日、秀康は北庄城で短い生涯を閉じた。享年三四歳。日頃から唐瘡（梅毒）を患っており、その上虚脱状態に陥っていたのが死因と推定される（「当代記」「福井市史通史編2」）。

〔現代語訳〕

慶長一二年四月二九日、大神君家康公が駿府にいらっしゃったところへ、秀康公から於佐の局を通して言上なさったのは「私に関して、病が重く

存命不定の体に罷り成りました。先月二八日に弟の尾張清洲城主の薩摩守忠吉が他界したところにまたもや、私まで先立つことについては致し方がありません。暇乞いのため申し上げます」とお伝えしたところ、大神君のお嘆きはただならず、その後仰せになったのは「秀康のことは、度々の忠勤を挙げても数えきれないほどある。しかし越前一国を宛てがったことについて、今になって残念だと思っている。秀康の病気が快復に向かうため祝儀に加増として越前に近江・下野のうち二ヶ所で都合一〇〇万石を与える」とのこと。この内容で朱印状をしたためられ、於佐の局は朱印状を持って急ぎ帰った。

しかし閏四月八日秀康公の御計報を三河国岡崎で聞き、於佐の局は涙を流しながら考えたところ「秀康公がお亡くなりになった今、大切な朱印状を越前に持ち帰るべきだろうか」と思つて、岡崎から駿府へ急いで立ち帰り直に登城すると、大神君は囲碁をなさっていた。そこへ於佐の局が朱印状を持参したところ、大神君のお嘆きはただならぬものであったという。

(水野佑一)

下巻―第一〇話

一権現様御仕置ニ喧嘩両成敗ト申ハ侍ト侍トノ事ナリ、侍ナラヌ相手ハ切捨ノ由、タトヒ御直參陪臣ニテモ、侍ナレバ両成敗ナリ、然レトモ諸家ニヲヒテ、物頭迄公儀ノ御取扱也、使番ヨリ以下ハ若党ト御取扱也、然ルニ御家ニ相勤ル者ハ何分小身ニテモ、番組ニ入ル者ハ公儀ノ御取扱侍ナリト云リ

〔注釈〕

○権現様：徳川家康のこと。○仕置：権力者による刑罰およびその執行(『国史大辞典』)。○喧嘩両成敗：喧嘩で暴力を行使した者に対して、その理非をたださず、両者に同等の刑罰を科すこと(『同』)。なお、江戸幕府は「喧嘩両成敗」を平時の法令(軍令は除く)には採用せず、一般的な法慣習として運用した(清水克行『喧嘩両成敗の誕生』講談社、二〇〇六年。谷口眞子『武士道考』角川学芸出版、二〇〇七年)。○物頭：戦国時代、槍・弓・鉄砲などの足軽部隊を預かり、これを統率指揮した部将。足軽大将・足軽頭ともいう(『国史大辞典』)。幕末期の福井藩では、物頭を勤めるのは番士のうち石高三〇〇石以上の家格からとされた(『福井藩史事典』)。○使番：戦時中は伝令、指示、戦功の監察、敵方への使者などを任務とし、平時は統治上の視察・監察を主要な役職とした(『国史大辞典』)。福井藩では、藩主の在国中は表御広間脇御使番詰所へ昼夜詰め切り、臨時御使御用を勤めた。また、国内および他藩への御表使者を勤めた(『福井藩史事典』)。○若党：徒より身分が低く、足軽・小者・中間より上位にあつた者とされるが、藩によつて身分の上下があり、武家奉公人を指す場合もある(中巻第三二話注釈)。○番組：軍の部隊を指す。福井藩では、中士(中級武士)が番士として配属され、五十名を一組として番組を編制した(『福井藩史事典』)。

〔現代語訳〕

権現様のお仕置で喧嘩両成敗と申すのは、侍と侍との間で適用されるものであり、侍ではない相手は切り捨てという。仮に直參と陪臣とのできごとであっても、侍同士であれば両成敗である。そして、諸家においては、物頭までの仕置は幕府のお取り扱いだが、使番以下の仕置は若党と同様のお取り扱いである。ところで、越前松平家に勤める者は、いかに給禄が少なくても番組に入る者は幕府が仕置をお取り扱いになる侍である、という。

(山田裕輝)

下巻―第一一話

一 忠直公御代、久世但馬御成敗ノ節、駿府ニライテ今村掃部・本多伊豆守召呼バレ対決ニ及ビ候節、大御所様仰ラレ候ハ、若年ナル少将ニテコレアルニ、歴々罷在何トテ右件ノ騒動ニ及候ト仰ラレ候ヘバ、掃部申上候ハ、御幼少トハ申シナガラ、ハヤ十七歳ニ御成遊バサレ、勝レテ御發明ニ付万事御直ニ仰付ラレ候故、我々トモ少モイロヒ申義罷成ラズ候ニ付、カクノゴトク成行候ト申上ル、其時伊豆申上候ハ、少将様御幼少故、万端御構ナキニ付、今度ノ義ハ家老トモ我意振マヒ申段申上ラル、大神君上意ニハ、少将ハマダ若年ナレバ何ノワケモ存マジ、第一伊豆ヲ折角ノ節但馬方ヘ遣シケルコト、昔鎌倉ニ於テ梶原ガ土佐坊ヲ京都堀川ヘ討手ニ遣シケル謀略同時ニ思召候段、御察識遊バサル、依テ掃部方御意ニ応ズ畢竟配流ニ極ル事、ウタテカリシ事トモ也、是ヲ以テ思フニ、小事ト云トモ疎ニスベカラズ、以一往鑑トスベキ事也

〔注釈〕

○久世但馬：上巻第一七・一八話参照。○駿府：正しくは江戸。慶長一七年（一六二二）一月二七日に審理、同二八日に江戸城西丸にて直裁許（「国事叢記」など）。○少将：ここでは松平忠直。○十七歳：忠直は文祿四年（一五九五）生まれ。慶長一七年は数え一八歳。○綺：関与、口出し、手出し、反抗。○伊豆：本多伊豆守富正。上巻第一八話等参照。○梶原：梶原景時。平安時代末期から鎌倉時代初期の武将。桓武平氏の血脈である坂東八平氏の一つ鎌倉氏の一族。石橋山の戦いでは平氏方として参戦。戦中に源頼朝

の居場所を知らなから見逃したことで、頼朝の信を得て、のちに鎌倉幕府の御家人となったとされる。○土佐坊：土佐坊昌俊。平安時代末期の僧・武将。大和国興福寺金剛堂の堂衆。文治元年（一一八五）、源頼朝と弟義経の対立激化に伴い、刺客として上洛。同一〇月一七日、義経の六条堀川邸を襲撃するも失敗し、昌俊は鞍馬山へ敗走。しかし義経の郎党に捕えられ、同二六日六条河原で梟首。○察識：認識すること。いろいろと考えて判断すること。○ウタテカリシ：嘆かわしい、情けない。

〔現代語訳〕

忠直公の時代、久世但馬の成敗の時に、駿府において、今村掃部・本多伊豆が呼び寄せられ両者の言い分を聞かれた。大御所様は「若い少将（忠直）であるのに、家老が附いていながら、なぜ今回の騒動になったのか」と尋ねられた。掃部は「忠直公は幼少とは言っても今年一七歳になりました。大変利発で、すべてにおいて直接判断されるので、私達家老は少しも口出しできず、今回の騒動になりました」と答えた。その時に本多伊豆は「少将様は幼少ですべてにおいて関与しておらず、今回の騒動は家老達の我儘によるものです」と申し上げた。大神君家康公は「少将はまだ若年であるので、どんなことも判断がつかない。何よりも伊豆をわざわざ但馬方へ派遣したことは、昔鎌倉において梶原景時が土佐坊昌俊を京都堀川へ源義経の討手として派遣した謀略と同じ事」と認識された。よって掃部方が御意に添わずに、結局配流に決まったことは嘆かわしいことである。

この一件をもつて考えるに、小事であつても疎かにしてはならない。そしてひとまず手本とすべきことである。

（田中文敏）

下巻―第一二話

一 大坂御陣ノ節、忠直公ノ手、諸手ニ先立テ軍ヲ始メ、鉄炮闐声夥シカリケレバ、諸口ノ寄手ワレモ、ト軍ヲ始メ、越前勢終ニ打勝チテ大坂勢ヲ追崩シ、敵味方入乱レ大将ノ進退モ弁マヘズ、天王寺表ヨリ一里余真田勢ヲ追詰々々、息ヲモツガセズ、船場口ヨリ城へ乗入ラントス、本多伊豆守、吉田修理下知シテ所々放火シ、本多飛騨守モ手勢バカリニ成テ、逃行敵ヲ追カケテ跡ヲミレバ、味方ノ軍勢、我モ々、ト乗入、越前少将一番乗ト声々ニ呼リテ、悉ク焼ケルトテ、其頃、伏見・大坂・堺ノ子供ノ小歌ニ、カ、レカ、レ越前衆、タンダカ、レ越前衆、命シラズノツマ黒ノ旗ト歌ヒシト云リ、是ハ越前家ノ士大将以下武頭ノ掛レ掛レト下知スル声ノ四方ニ響キ渡リ、先手ノ大将ツマ黒ノ旗ヲ押立、少モタメラワズ城中ニ乗入ケル故、依テ、カクノ如ク歌ヒケルト也

〔注釈〕

○大坂御陣：慶長二〇年（一六一五）の大坂夏の陣。本話は五月七日の最終決戦における内容。○天王寺：大坂城の南方。忠直が布陣した。○船場：大坂城の西方。東は東横堀川、西は西横堀川。○本多伊豆守：本多富正。○吉田修理：吉田好寛。上巻第五話参照。○本多飛騨守：本多成重。松平忠直の家老で丸岡城主。石高は四万石（『国事叢記』）。この頃の名は「本多丹下」で、大坂の陣の恩賞として、徳川家康直々に国光の刀と三吉野の茶壺を与えられ、従五位下飛騨守に叙任された（『徳川実紀』「寛政重修諸家譜」）。○越前少将：松平忠直。○小歌：江戸時代の俗謡小曲の総称（『日本

国語大辞典』）。なお「大坂記」にも同様の小歌の記載がある。○タンダ：「ただ（唯）」を強めていう語（『同』）。○ツマ黒：端黒・袿黒。緑の黒いこと（『同』）。

〔現代語訳〕

大坂夏の陣の時、忠直公の手勢が諸勢に先立って合戦を始め、鉄砲や闐の声があつたので、諸口の攻め手が我も我もと合戦を始めた。越前勢は終に打勝って大坂勢を追い崩したので、敵味方が入乱れ大将の指揮も従わず天王寺表より一里余の真田勢を追い詰め追い詰め、息もつかせないで船場口より大坂城へ乗り込もうとした。本多富正と吉田好寛の命で所々放火した。本多成重も手勢の兵だけで、逃げる敵を追いかけ、後ろを見れば、味方の軍勢が我も我もと乗り込み「越前少将一番乗り」と声々をあげて、城は残らず焼けたという。

当時、伏見や大坂、堺の子供が小歌として「カカレ、カカレ越前衆、タンダカカレ越前衆、命シラズノツマ黒の旗」と歌つたという。これは越前家の侍大将を始め、武頭の「掛かれ、掛かれ」と命令する声が周囲に響き渡り、先鋒の大将がツマ黒の旗を押し立て、少しも躊躇わずに城中に乗り込んだため、このように歌つたという。

（角 衣利奈）

下巻―第一三話

一 忠直公、永見右衛門御成敗ノ節、加州ノ浪人弓ノ上手何某、右衛門方へ参居候処、此騒動ニ付本国へ早々帰候様ニ申聞候へトモ、コノ乱ヲ見捨罷帰候ハ本意ニ非ストテ出格子ノ内ヨリ手爪ヨク討手ノ者ヲ射候ニ付、皆々近寄難ク猶予致シ候ニ、討手ノ中、真砂作兵衛、是モ強弓ノ上手也シガ、隣家ノ屋根ヨリ大雁股ニテ彼浪

人ノ眉間ヲ射貫候処、即時ニ相果候、此勢ニ乗シ、何茂乗込候由、右衛門ハ屋形ニ火ヲカケ切腹イタシ候由、此作兵衛ハ中納言様、景勝御押ノ節、伊達政宗ノ陣ハ加勢ニ遣ハサレ候処、大ニ戦功有之、其方弓勢ヲ以敵三百余追崩シ、誠ニ感人候由、政宗感状ヲ送り候由、其後一伯様、萩へ御動座ノ節、秀忠公ヨリ本多飛騨守へ御預ノ由、子孫播州明石ノ御家中ニコレアル由也

〔注釈〕

○永見右衛門：「秀康給帳」では知行高一万五三五〇石。「黄門様御代御代給帳」（松平文庫八七九号）では、その内の九三五〇石が与力分とされており、その他の給帳でも一万五三五〇石とされている。「家譜」には、先代の永見右衛門は、秀康死後の閏四月九日に、心月寺において殉死した旨が記されている。永見右衛門が「御成敗」されたのは、元和八年（一六三二）一二月晦日のことであった。「国事叢記」によると、大筒も用いられた大規模な戦闘であり、「元朝と云、右衛門御攻之時夥舗死人も有、延々成内相止。扨国中民家商家之者無咎被捕、城中之死人糸を乱如く」と、民家や商家の者に至るまで夥しい死傷者が出たようである。なお「南越雑話」上巻第一九話には、永見が「御成敗」された際の、波々伯部清左衛門の逸話が紹介されている。○出格子：①外部へ張り出して作った窓の格子（『日本国語大辞典』）。○雁股：①鏃の一種。鏃の先端を二股にし、その内側に刃をつけたもの。飛ぶ鳥や走っている獣の足を射切るのに用いる。②①をつけた矢。かぶら矢のなりかぶらにつけるが、ふつうの矢につけるものもある。羽は旋回して飛ばないように四立てとする。主として狩猟用。雁股篋。雁股矢（『同』）。○中納言様：結城秀康。○弓勢：弓を引く力量。弓を射る力の強さ。弓力（『同』）。○伊達政宗ノ陣へ加勢…真砂については、「越叟夜話」

にも名前が見えるが、そこでは山名与次兵衛とともに家康の陣中に参加して手柄を上げたと記されている。○一伯様：「越前松平家系図」によれば、元和九年二月二十二日に「左遷」の台命を受けた忠直は、同年三月一五日に北庄を發した後、敦賀に滞留し、剃髪して「一伯」と号したとされる（『福井市史資料編四』）。○本多飛騨守：本多成重。○萩：忠直の豊後での配流先である萩原のことか。

〔現代語訳〕

忠直公が永見右衛門を御成敗になった際、加賀国の浪人で弓の名手であったある者が右衛門方へ参っていた。右衛門は、本国へ早々に帰るよう申し聞かせたが、この乱を見捨てて帰国するのは本意ではないとして、出格子の中から腕前よく討手の者に矢を射かけたので、皆近寄ることが困難でしばらく様子を見ていた。ところが、討手の中に真砂作兵衛という、これも弓の名手である者が、隣家の屋根から大雁股矢で、この浪人の眉間を射貫いたので、この浪人は即死した。この勢いに乗じて、討手はいずれも屋敷内へ乗り込んだので、右衛門は屋敷に火をかけて切腹したという。

この作兵衛は、中納言様が上杉景勝と対峙した際に、伊達政宗の陣へ加勢に派遣されたところ、大いに戦功があり、政宗より、「そなたが弓の技量をもって敵三百あまりを潰走させたのは誠に感心である」として、感状が送られたとのことである。その後、忠直公が萩原へ移された際に、徳川秀忠公が本多飛騨守へ御預になり、子孫は播州明石藩の家中にいるとのことである。

（橋本絃希）

下巻―第一四話

一 忠直公江戸へ赴キ玉フトキ、高木豊前ノ子大膳ヲ御附ナサレ、大膳ハ渡辺半蔵ト入魂ナリ、或時日比谷御門ニテ、半蔵、伊奈備前小姓ヲ切、宜シカラザル趣アリ、大膳モ悪事コレ有ヲ以テ、忠昌公御代、江川安右衛門、吉田竹右衛門ニ仰付ラレ、片平ノ馭ニテ御成敗ナリ、豊前ハ結城ヨリノ御家老ニテ、禄一万石下サレシト聞リ

〔校訂〕

①趣↓⑤赴 ①渡部↓⑤渡辺

〔注釈〕

○江戸へ赴：「国事叢記」によると、慶長一〇年（一六〇五）四月一六日に結城秀康と同行した江戸行きのこと。この際、忠直は従四位下に叙任され、三河守を名乗るようになったという。『徳川実紀』においては秀康の江戸行きの記載があるものの、忠直については言及がない。なお、『福井市史 通史編2』によると、「家譜」や「越前松平家系図」などには従四位下と三河守に慶長一〇年四月になったという記述がみられるものの、慶長一〇年以前に忠直のことを「三河守」と表記している書簡などがあることから、実際はこれよりも前に江戸に行き、三河守と呼ばれていたものと考えられるという。○高木豊前：御武頭衆、四九〇石（「秀康給帳」）。○大膳：不詳。高木豊前の子。○御附：身分の高い人のそばに仕えてその用をする役。また、その人。○渡辺半蔵：徳川家家臣の渡辺半蔵守綱のこと。槍の名手として知られ、徳川十六将にも数えられる。○日比谷御門：江戸城日比谷門のことか。○伊奈備前：伊那備前守忠次のこと。徳川家家臣。○悪事：「国事

叢記」においては、渡辺半蔵が小姓を切った際、大膳に「不宜品」があったとしている。○忠昌公御代：「国事叢記」においては、渡辺半蔵の事件があつた後に豊前・大膳は御暇を与えられ、後年大膳に「悪事」があつたため討たれたとする。○江川安右衛門：上巻第六話参照。○吉田竹右衛門：五五〇石（忠昌給帳）。○片平ノ馭：武蔵国東海道保土ヶ谷宿の帷子町のことか。「国事叢記」では、「武州帷子辻馭」とする。○禄一万石：「秀康給帳」では四九〇石とする。「国事叢記」には「従結城之御家老禄一万石〔又四百九十石共一万石云事不知〕との記載がある。

〔現代語訳〕

忠直公が江戸へ赴きなざるとき、高木豊前の子大膳を御付にされ、大膳は渡辺半蔵ととりわけ懇意であつた。ある時、江戸城日比谷門において、半蔵が伊奈備前の小姓を斬る。これはよろしくない様子である。大膳も悪事があつたため、忠昌公の御治世に江川安右衛門と吉田竹右衛門におおせつけて、片平の馭にて御成敗された。高木豊前は結城時代からの御家老であり、禄一万石を与えられていたと聞く。

（木村美幸）

下巻―第一五話

一 土屋左馬助昌春ハ、昌茂ガ子右衛門尉昌村ガ甥ナリ、初メ大神君ニ奉仕シ、故アリテ越前へ来リ、三万八千石ヲ領シ、大野城ヲ預リ与力知トモニ二七万八千石ニ及ヒシトゾ、昌春ハ常ニ北庄ニ相詰ル故、岩上越中、崎玉若狭、清水意松、三人ノ老功ヲ差置レ、カ、ルトキ、大神君、大野ハ要地ナレバ誰ニ預候ヤト御尋ノ時、右三

人ニ預置候ト仰上ラレシカバ、一人ニテサへ然ルベキニ、三人ニ預ケラレ、タシカナルトノ上意ノ由、昌春ハ御勘氣ノ者故、仰上ラレズト云ヘトモ、御存ニテ右ノ御尋ナリトゾ

〔注釈〕

○土屋左馬助：土屋昌春、正明、正雄。生国は甲斐国。徳川家康の小姓を経て結城秀康に仕える。慶長二年（一六〇七）閏四月、秀康の死去に伴い殉死（『越藩史略』）。○大野城：織田家の武将金森長近が大野郡の三分の二を与えられ、盆地内の西隅にある独立丘陵亀山（大野市）に築いた平山城（『福井県大百科事典』）。○与力知共二七万八千石：昌春に付けられた与力の知行高を含めた石高が七万八〇〇〇石に及ぶこと。ただし「越藩史略」や「秀康給帳」、『稿本福井市史』では昌春の知行三万八〇〇〇石のうち一万八〇〇〇石を与力の知行高としている。○岩上越中：岩上左京亮。知行高は四〇〇〇石（『国事叢記』「秀康給帳」）。○崎玉若狭：酒井若狭守のことか。知行高は二二〇〇石（『国事叢記』「秀康給帳」）。○清水意松：清水太郎左衛門尉、政勝。北条氏の旧臣。秀康に仕え、のちに土屋昌春の同心に編入される。知行高は三〇〇〇石（下山治久編『後北条氏家臣団人名辞典』東京堂出版、二〇〇六年）。○大野ハ要地：大野は美濃・飛騨両国との国境であるため、要地とされた（『徳川諸家系譜』第四）。

〔現代語訳〕

土屋左馬助昌春は、昌茂の子右衛門尉昌村の甥である。初めは家康公に奉仕し、故あって越前に来た。三万八〇〇〇石を領有し大野城を預かり、与力知を含めると七万八〇〇〇石に及んだという。昌春は常に北庄に詰めていたので、秀康公は岩上越中、崎玉若狭、清水意松といった三人の老臣を大野に配置なされた。

ある時、家康公が「大野は要地であるが、誰に任せただのか」とお尋ねになっ

た際、秀康公が「こちらの三人に任せております」とお申上げになったところ、家康公は「一人でさえ適当だというのに、三人に任せるとは確実である」とのご上意であった。その理由は、昌春が家康公のお怒りにふれた者であったため、秀康公がお申し上げにならなかったといっても、家康公はご存じであり、このようにお尋ねになったということだ。

（田川雄一）

下巻―第一六話

一 忠直公御簾中高田様ハ秀忠公ノ御姫君ナリ、故アツテ江戸エ御下向ノ後、秀忠公御対面ナサレ度ト、御取扱コレアリ候ヘドモ、高田様ハ御同心コレナク、終ニ御対面ナサレズ候由、御遺恨モコレ有ヤト申伝候、光通公御代御姫様鍋島家へ御婚禮ノ節、孫娘ノ嫁入ニ候間、何茂取扱ヒ玉ハリ候様ニト、御老中へ御頼ユへ、御老中方初若年寄・町奉行衆一人ヅ、何茂歩行ユへ、コレニ依テ路次ノ御馳走御成ヨリ厳シク、町々盛砂、水桶・箒家々ニカザリ、亭主上下ニテ罷出候ト也

〔注釈〕

○御簾中：貴人、將軍・御三家・御三卿の妻。○高田様：勝姫、天崇院。慶長六年（一六〇一）五月二日（慶長五年として江の子でないとする説もある。福田千鶴『徳川秀忠』新人物往来社、二〇一一年）寛文二年（一六七二）二月二日。牛込川田ヶ窪（高田）に屋敷があったためこの名となる（『片聳記』）。慶長一六年九月二八日輿入れ。子は光長（仙千代）、亀姫、

鶴姫。元和九年（一六二三）二月、忠直が豊後に配流となり仙千代が襲封すると、幼い国主に代行し一時的に黒印を据えていた（小宮木代良「松平忠直隠居前後の越前支配について」『近世初期の大名と情報』東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一五―二、二〇一六年）。翌年三月仙千代が高田藩に転封となる時、「湯沐の邑」一万石（化粧領として石高は諸説あり）を拝領し仙千代に譲る（『大猷院御実紀巻二』『徳川実紀（新訂国史大系）』吉川弘文館、一九九〇年）。○御下向：同年八月仙千代と勝姫らは江戸へ出発し、江戸城に住んだ（家譜 忠直公二）。寛永三年（一六二六）に勝姫は牛込川田ヶ窪に屋敷を拝領し、仙千代は麹町屋敷に移った（『西巖公年譜』『徳川諸家系譜 第四巻』続群書類従完成会、一九八四年）。福井藩と津山藩の系譜類は、忠直事件関係者の死没後である享保期以降に詳細になり、勝姫下向の経緯も追加された（小宮木代良「松平忠直事件に関わる言説の変遷」『近世初期の大名と情報』○御対面：「片聳記」『国事叢記』にも同様の記載があるが、江戸城に居たため対面したと考えられている（山本博文『徳川秀忠』吉川弘文館、二〇二〇年）。○御婚礼：寛文二年（一六七二）光通の娘布与姫と鍋島綱茂の婚礼。○孫：子孫。布与姫は母が光長の娘国姫で、勝姫にはひ孫。○路次ノ御馳走：盛砂・水桶・箆家々にカザリ：盛砂は急な雨によるぬかるみを修復するためと、砂には清浄力があるとされたため準備した。桶と箆は、水を撒いて掃いたという清掃完了を示すために飾った。飾りは行列への「馳走」とされ、領主が治道の奉行に通達し、住民が作業した。町の代表者は袴姿で行列を待った。將軍や老中の上洛時などに行われた（久留島浩「盛砂・蒔砂・飾り手桶・箆」『展望日本歴史 一三巻』東京堂出版、二〇〇〇年）。「片聳記」「国事叢記」「越藩史略」にも同様の記載がある。

〔現代語訳〕

忠直公の正室である高田様は秀忠公の姫君である。訊あつて江戸へ移られた後、秀忠公が対面したいと場を用意されたが、高田様は同意されず、

ついに対面することはなかった。これには遺憾もあったのであろうと伝わっている。

光通公の御代にあつた姫君の鍋島家への婚礼の際には「私のひ孫娘の嫁入りであるので万事お世話をごさいますように」と老中へ頼んだ。そのため老中から若年寄、町奉行衆にいたるまで一人ずつみな歩くので行列の道中での馳走は將軍の御成よりも厳しくなつた。町では盛砂がされ、水桶と箆が家々に飾られ、亭主は袴を着て行列を迎えに出たという。（北村明恵）

下巻―第一七話

一 忠昌公ハ御童名虎之助様ト奉申、御十一歳ノ時駿府エ召サセラレ候、権現様上意ニテ、於カチ殿ト申ス女中エ養子ニ下サレ候、其年中江戸表へ下向遊バサレ、秀忠公御側ニテ御成長遊バサレ、大坂冬御陣ノ節、御若年ニテ御供遊バサレ候由、本佐渡守相備ニ合宿、翌年ノ春前髪コレアリ、微少ノ面々御供召連ラレ間鋪旨風聞コレアリ候、或夜中若輩ノ御小姓毛受將監ニ仰付ラレ、公儀エ御伺モコレナク前髪御落シ遊バサレ候由、御附々ノ方々大キニ驚キ候ヘトモ、致スヘキ様モコレナク有体ノ趣佐渡守へ相達候、則上聞ニ達シ、前髪有モノヲ、今度供ニ連間鋪ト申事、虎之助エ誰カ申聞七候カヤトノ上意ニテ、御笑遊バサレ候ト也、其後召セラレ、御覽遊バサレ、ヨキ男ニ成タルトテ、一段御機嫌ヨク、御名ヲ伊予守様ト仰出サレ候、御一字拝領并御腰物御拝領遊バサレ、大坂

へ御供遊バサレ候ト也

〔注釈〕

○御十一歳ノ時：慶長二〇年（一六〇五）。○於カチ殿：英勝院。徳川家康の妻の一人。○本佐渡守：本多正信。○合宿：戦陣に加わること。○前髪コレアリ：元服していないこと。○毛受将監：毛受延洪。一五九七年（没年六九歳のため）一六六六年正月二七日。福井藩士。忠昌の小姓。給禄一〇〇〇石（忠昌給帳）。「御給帳（宰相忠昌公隆芳院殿御給帳并軍役）」（福井県立図書館蔵）には「馬上勝鉄砲六挺長物三本薙六本」と記載されている。「毛受家譜」によると忠昌の手によって前髪を落とされている。○一字：高貴な人が与える諱の一字。○腰物：刀剣。

〔現代語訳〕

忠昌公は童名を虎之助と申され、一一歳の時に駿府に召し出された。権現様のお考えで於カチ殿という側室の養子とされた。その年のうちに江戸表に下向され、秀忠公の側で成長された。

大坂冬の陣のときは若年で秀忠公の御供をされ、佐渡守とともに合宿した。翌年の春も前髪があつたが、幼少の面々は御供として連れて行かないという風聞があつた。ある夜中に若年の小姓であつた毛受将監に命じて、公儀にお伺いもなく前髪を落とされた。お付きの方々は大きい驚いたが、どうしようもない有様が佐渡守の聞くとところとなつた。秀忠公は前髪のあるものを今度は御供に連れていかないということ虎之助へ誰が聞かせたのかと思ひになり、お笑ひになられた。その後虎之助を召し出して様子をご覧になり、よい男になつたと、一段とご機嫌よく、（虎之助の）お名前を伊予守と仰せになつた。虎之助は「忠」の御一字と御腰物を拝領し、大坂へ御供されたのであつた。

（高岡 萌）

「南越雑話」輪読会 「南越雑話」（一九）

下巻―第一八話

一大坂御陣ノ時、五月六日、忠昌公佐渡守へ仰ラレ候ハ、明日ノ御合戦ニハ忠直公ノ御手先へ出申度候間、此段將軍様へ申上ラレ玉ハリ候様ニト仰ラレ候処、則佐渡守達上聞候処ニ、暫クアツテ勝手次第ト仰出サレ候ヘハ、其旨佐渡守申上ラレ候処、唯今御目見遊バサレ度ト仰ラレ候ヘハ、佐渡守余リ急ナル義ト申サレ候ヘバ、忠昌公仰ラレ候ハ、今世ノ御暇乞ニモ成ベクモ計難シト仰ラレ候、佐渡守御尤々ト申候テ、直ニ御目見遊バサレ度ト仰出サレ候由、夫ヨリ忠直公へ御出遊バサレ、翌日越前勢手先ニテ首一ツ御取遊バサレ、御本陣へ差上ラレ候ヘバ、甚御満悦無比類働ノ段、両御所様御感悦遊バサレ候、姉ヶ崎一万石ヲ軋ゼラレ野州下妻三万石下サレ、其後信州十二万石、間モナク越後高田二十五万石御拝領、其後御相続遊バサレ候ト也

〔注釈〕

○大坂御陣：慶長二〇年（一六一五）の大坂夏の陣。○忠昌公：大坂夏の陣において、忠昌は冬の陣の時と同じく旗本の本多正信とともに陣し、五月六日に將軍秀忠の許しを得て兄忠直の先手に加わつた。同七日の戦闘では忠昌自ら戦い、剣術者・念流左大夫を討ち取つた（『国事叢記』）。○佐渡守：本多正信（下巻第二話参照）。○將軍様：徳川秀忠。○両御所様：大御所の徳川家康と征夷大將軍の徳川秀忠。○姉ヶ崎一万石：慶長一二年、忠昌は上総国姉崎（千葉県市原市）領で一万石を与えられた。（『市原市史中巻』市原市、一九八六年）○野州下妻三万石：元和元年（一六一五）、忠

昌は姉ヶ崎から二万石加増のうゑで常陸国下妻（茨城県下妻市）に転封された（『福井市史 通史編2』）。このように、当時の下妻は常陸国に属しており「野州」とあるのは誤りである。○信州十二万石：元和二年、忠昌は大坂の陣の行賞として、松平忠輝時代の川中島（長野県長野市）領の過半である一二万石を領有した（『長野県史 通史編 第四卷 近世一』長野県史刊行会、一九八七年）○越後高田二十五万石：元和四年、松代城主であった忠昌は二五万石で越後国高田（新潟県上越市）に封じられた（『上越市史 通史編3 近世一』上越市、二〇〇三年）。

〔現代語訳〕

大坂夏の陣の時、五月六日、忠昌公が佐渡守に仰せられるには、「明日の御合戦には、忠直公の御手先に出させていただきたいので、このことを將軍様にお伝えくださるよう」と仰せられた。佐渡守が將軍の上聞に達したところ、しばらくして「そのようにするよう」と仰せになられたので、その旨を佐渡守が忠昌公に申し上げられた。すると、忠昌公は今すぐ將軍にお目見えなさりたいと仰せられたので、佐渡守が「あまりに急なこと」と申されたところ、忠昌公が仰せられるには、「今世の御暇乞いになるかもしれない」と仰せられた。佐渡守は「ごもつともごもつとも」と申し上げて、「すぐにお目見えなさっていただきたい」と將軍に仰せになられたとのことである。それより忠昌公は忠直公のもとにお出でになられ、翌日越前勢の手先において首を一つお取りになり、御本陣へ差し上げられたところ、非常にお喜びであり、比類のない働きのことを両御所様はご感悦なされた。

忠昌公は姉ヶ崎一万石を転封されて下妻三万石を下され、その後信濃国のうち一二万石、間もなく越後高田二五万石をご拝領になり、その後福井藩を御相続なされたのであった。

（中西健太）